

第5次長野市行政改革大綱実施計画（平成24年度）

改革項目	施設の存廃・再配置などの方針策定				担当部署	総務部 行政管理課			
大綱上の位置付け	1-1 効率的な行政の推進		重点項目等		着手年度	H21			
目的・理由	同一施設や類似施設で収益率または利用率が低下している施設の存廃・再配置などを検討する際、現在基準となる方針がないため漠然と業務を継続している場合があることから全庁的な方針を定め再配置の基準とし、合理的で適正な配置、規模等となるよう施設を再編する。								
進め方	庁内の行政評価部会のほか、行政改革推進審議会を活用し、意見(答申)を踏まえ市の方針を決定し公表する。(行政改革推進審議会では主要な施設について存廃や再配置など大局的な方針を議論する)。								
目標	行政改革推進審議会の意見を踏まえ、平成23年度に、平成24年度から見直しを行う施設を決定するなどの市の方針を決定し、市民に示す。								
年度計画	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
	当初	→		◎●					
	H24年度	→			◎●				
凡例：計画・予定 → 方針決定 ◎ 改革目標の完了(実施・稼働) ● 計画未定 --->									
H23年度の取組み状況	<input checked="" type="checkbox"/> 現状の把握・調査・分析段階 <input type="checkbox"/> 見直し・改善策の検討・協議段階 <input type="checkbox"/> 方針の決定(実施案等の決定)段階 <input type="checkbox"/> 方針に基づき実施に向けた準備段階 <input type="checkbox"/> 実施(完了) <input type="checkbox"/> 未着手・保留中								
今後の進め方	<p>少子・高齢化の進行によって、全庁的な視点から施設の統廃合等を検討しなければならない状況となっており、まず公共施設白書によって施設の現状と課題を明らかにした上で、市民合意のもと施設全体の再配置計画を策定する必要があることから、平成24年度中に公共施設白書を策定する。</p>								